

## 個別避難計画の概要

### ◆個別避難計画書とは

高齢者、障害者等の避難行動要支援者一人ひとりに合わせた、災害時の「どこへ」「誰と」「どのように」などの避難行動や支援に関することを記載した計画書のことです。

### ◆(国) 令和3年 個別避難計画の作成の努力義務化

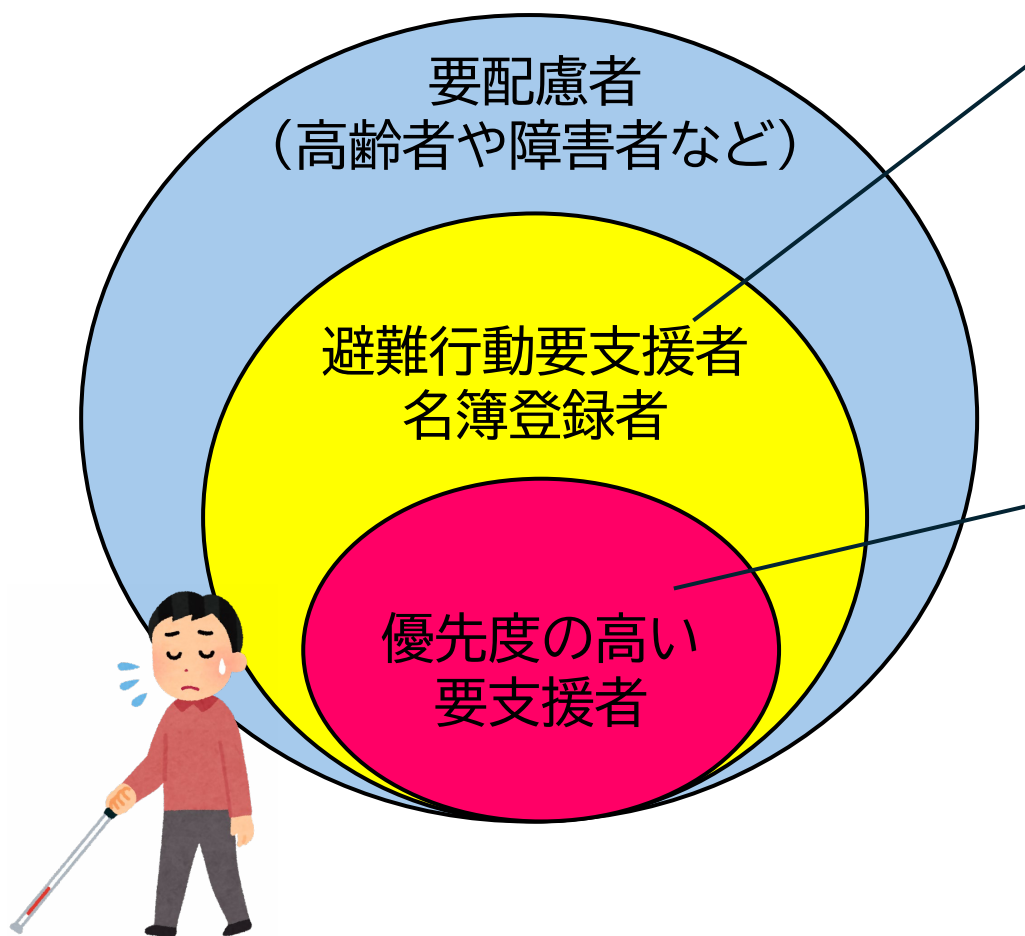
避難行動要支援者名簿の作成以降も、相次ぐ自然災害において、高齢者や障害者等が被害を受けていることを踏まえ、令和3年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務となりました。

※松戸市としても令和6年度から作成に着手しているところです。



# 対象者

避難行動要支援者名簿に登録されているすべての方。  
特に優先度の高い方を選定しております。



- 避難行動要支援者名簿登録者（ご本人からの申請）
    - ・介護認定の方（要介護3・4・5）
    - ・障害がある方（身体障害者手帳1・2級、他）
    - ・その他支援が必要な方（難病患者等）
- ※ひとりで避難することが困難、家族の支援だけでは避難することが困難な方が対象
- ※【名簿登録者：約4,779名（令和7年度末現在）】

- 優先度の高い要支援者
    - ・要介護3・4・5の方
    - ・身体障害者手帳1・2級、精神保健福祉手帳1級療育手帳A
    - ・人工呼吸器や在宅酸素などを使用している方
- ※【名簿登録者：2,813名（令和7年度末現在）】

# 令和7年度個別避難計画の作成状況について

## 1. 個別避難計画の作成意向調査を実施しました

◆ 6月～9月にかけて、避難行動要支援者名簿に登録がある方で要介護3～5の方に対して、「個別避難計画を作成したいと思うか」などの質問で作成意向調査を実施しました。

【1, 200名ほどが対象で、799名から回答がありました】

【作成したい方：375名、作成する必要が無い方：191名、無回答：51名  
施設入所や死亡：182名（名簿から削除）】

- ・作成したい方の中でご自身や家族で作成できる方へは、作成方法の説明資料を郵送し自作。
- ・作成出来ない方は、ご自宅を訪問しヒアリングを行うなどして作成支援。
- ・無回答の方は電話でヒアリングを行い、自作か、自作不可であればご自宅を訪問し作成支援。

※回答があった「作成したい方」と「無回答の方」についてはすべてに個別連絡済みです。

## 2. 居宅介護や訪問看護の事業所へ委託する形で作成しました

居宅介護支援事業所や訪問看護の事業所へ委託する形で33名の計画書を作成しました。その際も近所の繋がりが乏しい対象者については、一緒に顔見知りの方を訪問するなどして災害発生時の支援者を探していきました。これらはケアマネジャーなどの業務範囲を鑑み、市職員が行いました。

## 3. 町会・自治会で先進的なところと一緒に作成しました。

普段から避難行動要支援者名簿を活用して、対象者と繋がりがあある町会・自治会と協働で計画の作成を実施しました。

※本計画作成について、町会・自治会・民生委員、ケアマネジャー、事業所職員など様々な方に情報提供や同行訪問にご協力をいただき、ありがとうございました。引き続きご協力いただける範囲でよろしくお願いたします。

## 4. 作成件数

令和8年3月末現在の作成件数は、221名（令和6年度12名、令和7年度209名）です。



# 令和8年度個別避難計画の作成方法について（予定）

## 1. 個別避難計画の作成意向調査を実施します。

- ・ 避難行動要支援者名簿に登録がある方のなかで身体障害者手帳1級及び同手帳2級のうち視覚・聴覚障害の方（1,400名程度）を対象に作成意向調査を実施します。6月～9月を目途に郵送にて実施します。
- ・ 本意向調査をもとに、自作や訪問作成などで計画作成を進めていきます。

障がい者手帳

## 2. 地域の皆さま、事業所の皆さまにご協力いただきたいこと。

- ・ 対象者宅への訪問時などで本件について質問があった際は、「分からなければ福祉政策課へ連絡してみてください」とお伝えいただくと幸いです。
- ・ 避難行動要支援者名簿への登録を促す声掛けや、個別避難計画作成対象者の情報提供。
- ・ 計画を作成するなかで、地域資源や地域の避難方法などを質問した際はできる範囲でご協力ください。
- ・ 対象者から「地域の方を紹介してほしい」と相談を受けた際は、個別に連絡いたしますので、ご協力可能な範囲でご対応いただくと幸いです。

